

令和8年1月21日からの大雪により被災した学生の皆さまへ

(大学院生及び2020年4月より前に入学した学部学生)

このたびの災害により被災された学生及びそのご家族の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

令和8年度前期授業料免除申請につきまして、災害救助法適用地域の世帯の学生の方は、以下3点の書類を提出していただくことにより、被災状況を考慮して授業料免除について判定いたしますので、申請期限までに提出していただきますようお願ひいたします。

なお、提出書類が期限内に発行されない場合は、学生支援課担当係 (tel : 083-933-5611・mail : ga113@yamaguchi-u.ac.jp) まで連絡してください。

【災害救助法適用地域】 別紙のとおり

【提出書類】

- ①罹災証明書
- ②公課証明書
- ③その他の必要書類（以下HPにてご確認ください。）

山口大学HP >在学生の方>学生生活の手引き>各種手続き（入学料、授業料、奨学金、証明書等）>入学料・授業料>令和8年度前期山口大学授業料免除申請のしおり

【対象者】 災害救助法適用地域の世帯の学生（大学院生及び2020年4月より前に入学した学部学生）
※災害救助法の適用を受けない地域で同等の災害に遭った世帯の学生、災害救助法の適用を受ける地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生も含みます。

【申請期間】 令和8年2月9日（月）～2月19日（木） 9：00～17：00

※土日祝日は受付を行いません

【申請場所】 （吉田地区）学生支援課経済支援係
（小串地区）医学部学務課教育・学生支援係
（常盤地区）工学部学務課学生係

また、日本学生支援機構の奨学金については、緊急採用の募集がありますので、詳細はHPにてご確認ください。

山口大学HP >在学生の方>学生生活の手引き>各種手続き（入学料、授業料、奨学金、証明書等）>奨学金>日本学生支援機構奨学金>その他 災害等に関する支援等

山口大学学生支援課経済支援係

T E L : 083-933-5611 (授業料免除に関すること)

T E L : 083-933-5165 (奨学金に関すること)

e-mail : ga113@yamaguchi-u.ac.jp

令和 8 年 1 月 21 日からの大雪に伴う災害救助法第 1 条第 1 項第 4 号による災害救助法
適用地域

青森県	法適用日：令和 8 年 1 月 29 日
青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町	

青森県	法適用日：令和 8 年 1 月 30 日
西津軽郡深浦町	

青森県	法適用日：令和 8 年 2 月 2 日
中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡中泊町、上北郡六ヶ所村	

新潟県	法適用日：令和 8 年 2 月 2 日
小千谷市、魚沼市	

新潟県	法適用日：令和 8 年 2 月 3 日
長岡市	

秋田県	法適用日：令和 8 年 2 月 3 日
能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、鹿角郡小坂町、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町	

新潟県	法適用日：令和 8 年 2 月 4 日
上越市	

山形県	法適用日：令和 8 年 2 月 4 日
新庄市、最上郡舟形町、最上郡鮭川村	

※今後、適用地域が追加される場合があります。最新の情報は以下のページよりご確認ください。

(参考) ●災害救助法の適用状況（内閣府防災情報のページ）

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html